

令和6年4月1日

関係各位

(公社) 島根県観光連盟

島根県取材費用支援助成金に関わる注意事項について

以下の点にご注意をお願いいたします。

1. 交通費について

他県での取材や用務を兼ねて移動し島根県での取材を行われる場合は、一部の移動区間について助成対象とならない場合があります。

2. 宿泊費について

①上限金額（9,800円（税抜））の範囲内であれば、宿泊とセットになっている朝食代、夕食代も助成の対象となります。

②飛行機と宿泊がセットになっているプランの場合、1名5万円（税抜）以内（夕食無し）であれば、助成対象となります。

3. 交通費、宿泊費以外の経費等について

記事等に掲載が無い以下の支出は助成の対象となりません。

①宿泊とセットになっていない朝食代、夕食代

②昼食代などの飲食費

③アルコール代

④施設入場料

⑤ガイド料

⑥お土産品、衣装やカメラ機器等の備品など

※何れも媒体に掲載された場合や、記事等の制作に必要と認められた場合は助成対象となります。

※宿泊施設や宿泊の体験についての記事掲載等があった場合でも、宿泊費の助成は9,800円（税抜）が上限となります。

4. 消費税について

取材でかかった費用の、消費税及び地方消費税は助成対象となりません。

5. 領収書について

但し書きや付属の明細で以下の内容が分かる領収書（コピー可）を用意してください。

①経費の内容

②人数

③単価

④消費税及び地方消費税

〈例〉税込16,000円（内、消費税額：1,454円）

ただし、2月20日（1泊朝食付き 税込8,000円）、2名様のお泊り代として

以上